

学校において予防すべき感染症による出席停止について

お子様は、学校保健安全法第十九条の規定により、出席停止（休んだ期間は欠席扱いになりません）となりますので、お知らせいたします。医師から登校許可が出ましたら、下記の登校許可書に記入していただき、最初の登校日に提出してください。

	学校において予防すべき感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）※インフルエンザは別紙2にて報告して下さい。	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 ※新型コロナウイルス感染症は別紙2にて報告して下さい。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	場合により、学校が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として取り扱うことがあります

学校長様

登校許可書

年 組 氏名

病名

上記の病気が治癒し感染のおそれがないので、 月 日より登校して差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名